

令和 7 年度教育旅行誘致促進業務 業務仕様書

1 業務の名称

令和 7 年度教育旅行誘致促進業務

2 業務の目的

本業務は県外の学校や旅行会社に対しての「みえけん！教育旅行ポータルサイト！(<https://educational-travel.kankomie.or.jp/>)」（以下、「ポータルサイト」という。）の活用促進およびセールス活動により三重県への教育旅行を誘致することを目的とする。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和 8 年 3 月 26 日（木）

4 業務の内容

（1）ポータルサイトの内容充実および活用促進

ア ポータルサイトの内容充実

- （ア）ポータルサイトについて、掲載内容の確認を行い必要な修正を行うとともに教育旅行関係者のユーザビリティを向上させる改修を行うこと。
- （イ）ポータルサイトの情報を充実させるため、宿泊施設、食事・休憩施設等に対し掲載を働きかけ掲載施設数を増加させること。ポータルサイトに掲載する際は、紹介する施設とサイト掲載に係る調整を行い、写真の提供や使用許諾を得るとともに必要に応じて現地取材を行い、写真や動画の撮影を行うこと。取材、撮影にあたっては、事前に日程、体制及び内容について計画書を提出すること。
- （ウ）4（3）で実施するモニターツアーについて、その内容や実施した様子をポータルサイトに掲載すること。掲載にあたっては、モニターツアー参加者や施設等の必要な関係者に対して、ポータルサイト掲載について了承を得ること。
- （エ）ポータルサイトに関する業務に関しては、三重県が別途契約をしている保守事業者と連携、調整を行い実施すること。

イ ポータルサイトの活用促進

- （ア）ポータルサイトについて教育旅行関係者の閲覧数を増加させる施策を実施すること。
- （イ）4（2）において必ずポータルサイトを案内すること。

（2）学校および旅行会社に対するセールスとヒアリング

- ア 三重県への教育旅行を実施する可能性が高い地域および学校を選定し、その学校および旅行会社にセールスを実施すること。具体的なセールス先については三重県と協議のうえ決定すること。
- イ セールス先の地域および学校を選定する際は、最近の社会情勢（オーバーツーリズム、物価高騰等）や旅行業界の状況など、明確な理由をもって選定すること。
- ウ セールスとヒアリングを実施する学校および旅行会社の数はそれぞれ 50 件、合計 100 件を目安とし、そのために必要な調整は受託者が行うこと。

- エ 旅行会社について、教育旅行担当者に対し訪問営業やオンライン面談、説明会等の手法により直接的なセールスを実施するとともに、三重県への誘致にあたってのニーズや課題についてのヒアリングを実施すること。
- オ 学校について、学校の教育旅行担当者等に対し、訪問営業やオンライン面談、説明会等の手法により直接的なセールスを実施するとともに、三重県への誘致にあたってのニーズや課題についてのヒアリングを実施すること。なお、三重県での教育旅行の実施実績がある学校には、本県を教育旅行の実施先に選定した理由等より詳しくヒアリングを実施すること。
- カ セールス対象地域に拘らず、三重県への教育旅行の実施実績がある学校10件以上(小学校、中学校、高校それぞれ3件以上)に対して本県を教育旅行の実施先に選定した理由等のヒアリングを実施すること。
- キ セールス等を行ったことで把握した三重県での教育旅行実施に向けて学校および旅行会社側が重視する事項やハードル等の課題、今後の方向性等をとりまとめること。

(3) モニターツアーの実施

- ア 主に旅行会社の教育旅行担当者を対象として、ポータルサイトに掲載の体験・学習プログラムを実際に体験、評価するモニターツアーを1回以上実施すること。行程は1泊2日とし、詳細については、三重県との協議により決定すること。
- イ 参加者の募集は受託者において行うこと。1回のツアーにつき参加者は15名程度(1社あたり最大2名までを想定) とすること。
- ウ モニターツアー実施にかかる一切の手配(企画、参加者・訪問先等関係者との調整、参加者の交通手段・宿泊・アクティビティ・見学等全行程の手配、全行程のアテンド、資料の作成等)を行い、モニターツアーに係る経費は全て委託費用に含めること。
なお、行程以外の飲食及び個人的消費にかかる経費は参加者自身の負担とする。
- エ モニターツアー中の事故に備えて、対応する旅行保険(期間中における病気・事故等による治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの)に加入すること。
- オ モニターツアーの実施にあたっては、旅行業法等の関係法令を遵守すること。
- カ モニターツアー実施後は、参加者にアンケートを実施するとともに、行程中に随時ヒアリングを行い、参加者の求めに応じて必要な情報提供及びデータ提供を行うこと。
また、アンケートの回答結果については、集計・分析を行ったうえで三重県に報告するとともに、モニターツアーの対象となった施設に対して、当該施設に関するアンケート結果を提供すること。
- キ モニターツアー参加者や施設等に対して、ポータルサイト等での使用許諾を得てモニターツアーの様子の写真や動画を撮影すること。

5 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任に関して、三重県が目的物の種類又は品質に契約不適合があることを知ったときから1年以内に通知することとする。契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

6 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について三重県と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は三重県と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めること。また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに三重県と協議の上、対処すること。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めること。
- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し三重県と共有すること。
- (5) 毎月末に、三重県に対し事業の進捗状況の報告を行うこと。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引き渡しが完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとする。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏洩、また委託業務以外に使用してはならない。なお、委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (10) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (12) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (13) 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等とい

う。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 三重県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

9 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応すること。

10 納品する成果物

(1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部(様式任意、A4版・両面印刷)を提出すること。

(2) ポスターおよびチラシを作成する時は、Adobe Illustrator データまたはPDF データでデザインデータも納品すること。

(3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和8年3月26日(木)のいずれか早い日までに、委託業務の実施内容、成果、利用状況の分析結果及び今後の課題等をまとめた事業実績報告書1部(様式任意、A4版・両面印刷)を提出すること。

(4) 提出先は下記のとおりとする。

三重県観光部観光誘客推進課